

## 医療関係者向け DV 対応マニュアル 関連法令等・参考文献

### 【関連法令等】

#### ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号、最終改正：令和 5 年法律第 30 号）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（抄）

（平成 25 年 12 月 26 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号、令和 5 年 9 月 8 日一部改正）

### 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

##### (1) 通報

##### イ 医師その他の医療関係者等からの通報

##### (ア) 通報の意義とその必要性

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）は、日常の業務を行う中で、配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、医療関係者には、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。

そのため、法第 6 条第 2 項においても、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見した場合には通報することができることとされ、通報先は、一般からの通報と同様に支援センター又は警察官とされている。また、同条第 3 項により当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている。

医療関係者にあつては、この趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが

必要である。

また、身体に対する暴力のほか、精神的暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた被害者を発見した場合においても、必要に応じて、被害者の意思を尊重しつつ、通報を行うことも考えられる。

(イ) 被害者の意思との関係

配偶者からの暴力の被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要である。具体的には、被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもある。そのため、医療関係者は、原則として被害者の明示的な同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましい。ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要である。

(ウ) 被害者に対する情報提供

法第6条第4項に規定されているように、医療関係者は、被害者が自らの意思に基づき支援センター、婦人相談員、相談機関等を適切に利用できるよう、これらの関係機関に関する積極的な情報提供を行うことが必要である。その際、情報提供が加害者に知られないよう留意することが必要である。このため、医療機関においては、医療ソーシャルワーカー等の被害者に対する情報提供の窓口を決めておくなど、被害者が受診した場合の医療機関としての対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。また、医療機関による情報提供に資するよう、地方公共団体において、被害者向けのカード・パンフレット等を医療機関に提供することが望ましい。

**【参考文献】**

- ・種部恭子（2015）『ドメスティック・バイオレンスとその対応』日本産婦人科学会女性のヘルスケアアドバイザー養成プログラム
- ・東京都生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課（2019）『医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル』  
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/danjo/dv/0000001303.html>
- ・財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）（2004）『支援者のためのマニュアル DV と保健・医療』  
<https://www.awf.or.jp/pdf/0164.pdf>、<https://www.awf.or.jp/pdf/0164-2.pdf>
- ・World Health Organization（2014）Health care for women subjected to intimate partner violence or sexual violence A clinical handbook  
[http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/136101/1/WHO\\_RHR\\_14.26\\_eng.pdf?ua=1](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/136101/1/WHO_RHR_14.26_eng.pdf?ua=1)
- ・広島県健康福祉局こども家庭課（2017）『DV 被害者対応マニュアル医療関係者向け』  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/253771.pdf>

- ・宮地尚子（2008）『医療現場における DV 被害者への対応ハンドブックー医師および医療関係者のために』明石書店